

新	旧
<p style="text-align: center;">秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準 (平成20年3月17日建管-2460)</p> <p>第1章 土木関係建設コンサルタント業務</p> <p>1-1 参加要件</p> <p>設計業務等標準積算基準書(秋田県建設部)、農業農村整備業務標準積算基準書(秋田県農林水産部)又は森林整備保全調査等業務標準積算基準書(秋田県農林水産部)、漁港漁場関係事業積算基準(水産庁漁港漁場整備部)を適用する土木関係建設コンサルタント業務については、別表-1~6に応じて発注業務を業務A~Dに区分し、入札に参加できる者の要件について、表1-1、表1-2及び表1-3を標準として定めるものとする。</p> <p>別表1~6にない業務については、業務難易度等を勘案し、適切に業務区分を設定するものとする</p> <p>(1)設計業務等標準積算基準書(秋田県建設部)又は漁港漁場関係事業積算基準(水産庁漁港漁場整備部)を適用する業務の標準要件(表1-1)</p> <p>(表1-1 略)</p> <p>注1) 営業所とは建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号。以下「登録規程」という。)第4条第1項第2号に規定する営業所とし、<u>主たる営業所とは</u>_____登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。_____</p> <p>注2) _____準県内(準県内とは、当該業務部門に係る技術士、技術士同等又はRCCMの資格を有する技術者が常勤(入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係及び県内に居住していること)する営業所をいう。)においては、準県内要件に係る技術者の雇用関係及び常勤性を、健康保険被保険者証(資格取得年月日及び事業所名の記載があるものに限る。)等の写し、直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書等の写し_____及び引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票(入札参加資格確認申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。)の写しにより確認するものとする。なお、転勤等の事情により3ヶ月以上居住している住民票を確認できない場合は、技術者が継続して配置されていることを確認できる前任者の住民票と併せて確認するものとする。</p> <p>注3) 同種類似業務の実績は、国(事業団を含む)、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)、地方公共団体又は秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会(以下「国等」という。)から受注した業務とする。</p> <p>注4) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、_____登録規程_____</p>	<p style="text-align: center;">秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準 (平成20年3月17日建管-2460)</p> <p>第1章 土木関係建設コンサルタント業務</p> <p>1-1 参加要件</p> <p>設計業務等標準積算基準書(秋田県建設部)、農業農村整備事業設計積算要領(秋田県農林水産部)又は森林整備保全_____業務標準積算基準書(秋田県農林水産部)_____を適用する土木関係建設コンサルタント業務については、別表-1~5に応じて発注業務を業務A~Dに区分し、入札に参加できる者の要件について、表1-1、表1-2及び表1-3を標準として定めるものとする。</p> <p>別表1~5にない業務については、業務難易度等を勘案し、適切に業務区分を設定するものとする。</p> <p>(1)設計業務等標準積算基準書(秋田県建設部)_____を適用する業務の標準要件(表1-1)</p> <p>(表1-1 略)</p> <p>注1) 営業所とは建設コンサルタント登録規程_____第4条第1項第2号に規定する営業所とし、_____建設コンサルタント登録規程第7条第1項に基づく直近の現況報告書の写し(ただし、直近の現況報告書の内容から入札参加要件に係る営業所の状況に移動があった場合、建設コンサルタント登録規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等の写し)により確認するものとする。</p> <p>注2) 県内に主たる営業所又は準県内(準県内とは、当該業務部門に係る技術士、技術士同等又はRCCMの資格を有する技術者が常勤(入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係及び県内に居住していること)する営業所をいう。)においては、_____技術者の雇用関係及び常勤性は、健康保険被保険者証_____等の写し、直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書_____の写し、在籍証明書及び引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票(_____3ヶ月以内に発行されたもの)の写しにより確認するものとする。なお、転勤等の事情により3ヶ月以上居住している住民票を確認できない場合は、技術者が継続して配置されていることを確認できる前任者の住民票と併せて確認するものとする。</p> <p>注3) 同種類似業務の実績は、国(事業団を含む)、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)、地方公共団体又は秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会(以下「国等」という。)から受注した業務とする。</p> <p>注4) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第</p>

新	旧
<p>_____の別表_____に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。</p> <p>注5) 技術士同等とは、登録規程第3条第1号口に該当する者をいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 農業農村整備業務標準積算基準書(秋田県農林水産部)を適用する業務の標準要件(表1-2)</p> <p>注1) 営業所とは_____登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所とし、主たる営業所とは_____登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。_____</p> <p>注2) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。</p> <p>注3) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、_____登録規程_____の別表_____に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。</p> <p>注4) 技術士同等とは、登録規程第3条第1号口に該当する者をいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 森林整備保全調査等業務標準積算基準書(秋田県農林水産部)を適用する業務の標準要件(表1-3)</p> <p>注1) 営業所とは_____登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所とし、主たる営業所とは_____登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。_____</p> <p>注2) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。</p> <p>注3) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、_____登録規定_____</p>	<p>717号。以下「規程」という。)の別表の左欄に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。</p> <p>注5) 技術士同等とは、_____規程第3条第1号口に該当する者をいう。</p> <p>注9) 県内に主たる営業所がある事業所の配置予定技術者は、原則として入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上県内に居住している者とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業設計積算要領(秋田県農林水産部)を適用する業務の標準要件(表1-2)</p> <p>注1) 営業所とは建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所とし、_____建設コンサルタント登録規程第7条第1項に基づく直近の現況報告書の写し(ただし、直近の現況報告書の内容から入札参加要件に係る営業所の状況に移動があった場合、建設コンサルタント登録規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等の写し)により確認するものとする。</p> <p>注2) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。</p> <p>注3) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号。以下「規程」という。)の別表の左欄に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。</p> <p>注4) 技術士同等とは、_____規程第3条第1号口に該当する者をいう。</p> <p>注7) 県内に主たる営業所がある事業所の配置予定技術者は、原則として入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上県内に居住している者とする。</p> <p>(3) 森林整備保全_____業務標準積算基準書(秋田県農林水産部)を適用する業務の標準要件(表1-3)</p> <p>注1) 営業所とは建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所とし、_____建設コンサルタント登録規程第7条第1項に基づく直近の現況報告書の写し(ただし、直近の現況報告書の内容から入札参加要件に係る営業所の状況に移動があった場合、建設コンサルタント登録規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等の写し)により確認するものとする。</p> <p>注2) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。</p> <p>注3) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第</p>

新	旧
<p>_____の別表_____に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。</p> <p>注4) 技術士同等とは、登録規程第3条第1号口に該当する者をいう。</p> <p>(削除)</p> <p>1-2 その他</p> <p>(1) 競争性の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を拡大するものとする。</p> <p>(2) 土木関係建設コンサルタント業務のうち設計業務等標準積算基準書（秋田県建設部）、農業農村整備業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）、森林整備保全調査等業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）又は漁港漁場関係事業積算基準（水産庁漁港漁場整備部）を適用しない業務であっても、この基準に準じて取り扱うことができるものとする。</p>	<p>717号。以下「規定」という。）の別表の左覧に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。</p> <p>注4) 技術士同等とは、<u>規定</u>第3条第1号口に該当する者をいう。</p> <p><u>注7) 県内に主たる営業所がある事業所の配置予定技術者は、原則として入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上県内に居住している者とする。</u></p> <p>1-2 その他</p> <p>(1) 競争性の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を拡大するものとする。</p> <p>(2) 土木関係建設コンサルタント業務のうち設計業務等標準積算基準書（秋田県建設部）、農業農村整備事業設計積算要領（秋田県農林水産部）及び森林整備保全_____業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）_____を適用しない業務であっても、この基準に準じて取り扱うことができるものとする。</p>

新

旧

第2章 建築関係建設コンサルタント業務

2-1 参加要件

(1) 業務区分表 (表2-1)

業務区分	業務内容	
業務A	新築の設計業務	予定価格が5百万円未満の業務
業務B		予定価格が5百万円以上1千万円未満の業務
業務C		予定価格が1千万円以上2千万円未満の業務
業務D		予定価格が2千万円以上4千万円未満の業務
業務E		予定価格が4千万円以上WTO対象額未満の業務
業務F	修繕の設計業務	予定価格が3百万円未満の業務
業務G		予定価格が3百万円以上1千万円未満の業務
業務H		予定価格が1千万円以上WTO対象額未満の業務
業務I	耐震診断を含む設計業務	予定価格がWTO対象額未満の業務
業務J	工事監理業務	予定価格が4千万円未満の業務
業務K		予定価格が4千万円以上WTO対象額未満の業務

※WTO対象額とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び額のうち、「特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約」の区分に定める額とする。

(2) 標準要件 (表2-2)

(削除)

第3章 測量業務

3-1 参加要件

(2) 標準要件 (表3-2)

注1) 技術者保有数とは会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある測量士及び測量士補の総数（秋田県内の営業所に所属する者に限る。）とする。技術者の雇用関係及び常勤性は、健康保険被保険者証（資格取得年月日及び事業所名の記載があるものに限る。）等の写し、直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書等の写し及び_____を引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票（入札参加資格確認申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに

第2章 建築関係建設コンサルタント業務

2-1 参加要件

(1) 業務区分表 (表2-1)

業務区分	業務内容	
業務A	新築の設計業務	予定価格が5百万円未満の業務
業務B		予定価格が5百万円以上1千万円未満の業務
業務C		予定価格が1千万円以上2千万円未満の業務
業務D		予定価格が2千万円以上4千万円未満の業務
業務E		予定価格が4千万円以上2億4千万円未満の業務
業務F	修繕の設計業務	予定価格が3百万円未満の業務
業務G		予定価格が3百万円以上1千万円未満の業務
業務H		予定価格が1千万円以上2億4千万円未満の業務
業務I	耐震診断を含む設計業務	予定価格が2億4千万円未満の業務
業務J	工事監理業務	予定価格が4千万円未満の業務
業務K		予定価格が4千万円以上2億4千万円未満の業務

(2) 標準要件 (表2-2)

注14) 県内に主たる営業所がある事業所の配置予定技術者は、原則として入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上県内に居住している者とする。

第3章 測量業務

3-1 参加要件

(2) 標準要件 (表3-2)

注1) 技術者保有数とは会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある測量士及び測量士補の総数_____とする。技術者の雇用関係及び常勤性は、健康保険被保険者証_____の写し、直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書_____の写し及び在籍証明書並びに県内に本店がある事業所にあつては引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票（_____3ヶ月以内に発行されたものに

新	旧
<p>限る。)の写しにより確認するものとする。_____</p> <hr/> <p>注5) 営業所とは、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の2に規定する営業所をいい、主たる営業所とは同法に基づく登録申請書に記載した主たる営業所のことをいう。業務⑥において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を東北管内、全国の順に拡大するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 地質調査業務</p> <p>4-1 参加要件</p> <p>(2) 標準要件(表4-2)</p> <p>注3) 営業所とは、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第3条第2号に規定する営業所をいい、主たる営業所とは地質調査業者登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。</p> <p>入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を東北管内、全国の順に拡大するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 補償コンサルタント業務</p> <p>5-1 参加要件</p> <p>(2) 標準要件(表5-2)</p> <p>注3) 業務B、C、D、E、F及びGにおいて入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、県内、東北管内又は全国の順に営業所を有する者へ地域要件を拡大するものとする。この場合の営業所とは、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号_____)第4条第1項第2号に規定する営業所をいい、主たる営業所とは補償コンサルタント登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。</p> <p>注4) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。</p>	<p>_____)の写しにより確認するものとする。なお、<u>社会保険適用除外事業所等の場合は、健康保険被保険者証の写しに替えて、測量士(又は測量士補)名簿記載事項証明書(国土地理院発行)の写しにより確認するものとする。</u></p> <p>注5) 営業所とは、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の2に規定する営業所をいい、_____業務⑥において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を東北管内、全国の順に拡大するものとする。</p> <p><u>注6) 県内に主たる営業所がある事業所の配置予定技術者は、原則として入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上県内に居住している者とする。</u></p> <p>第4章 地質調査業務</p> <p>4-1 参加要件</p> <p>(2) 標準要件(表4-2)</p> <p>注3) 営業所とは、地質調査業者登録規程_____第3条第2号に規定する営業所をいい、_____</p> <p>入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を東北管内、全国の順に拡大するものとする。</p> <p><u>注4) 県内に主たる営業所がある事業所の配置予定技術者は、原則として入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上県内に居住している者とする。</u></p> <p>第5章 補償コンサルタント業務</p> <p>5-1 参加要件</p> <p>(2) 標準要件(表5-2)</p> <p>注3) 業務B、C、D、E、F及びGにおいて入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、県内、東北管内又は全国の順に営業所を有する者へ地域要件を拡大するものとする。この場合の営業所とは、「<u>補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。)</u>」第4条第1項第2号に<u>規程する営業所とする。</u></p> <p>注4) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。</p>

新				
注5) 補償業務管理者とは、 補償コンサルタント 登録規程第3条に掲げる補償業務の管理をつかさどる専任の者を、また補償業務管理士とは社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し登録をうけている者をいい、いずれも対象となる業務部門の資格を有する者とする。				
(削除)				
第6章 環境調査業務				
6-1 参加要件				
(2) 標準要件 (表6-2)				
(削除)				
附 則				
1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。				
2 改正後の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。				
別表-3 農業農村整備業務の内容による業務区分表 (業務A、Bの区分は設計金額による)				
工 種	構想及び基本設計		実施設計	
	設 計 内 容	業務区分	設 計 内 容	業務区分
11. ため池改修	普通の技術力を要するもの	業務 A (500万円未満) 又は 業務 B (500万円以上)	普通の技術力を要するもの	業務 A (500万円未満) 又は 業務 B (500万円以上)
	高度な技術力を要するもの <hr/> <hr/> ・軟弱地盤 (N 値≦4 程度) 以下のもの	業務 C	高度な技術力を要するもの <hr/> <hr/> ・軟弱地盤 (N 値≦4 程度) 以下のもの	業務 C

旧				
注5) 補償業務管理者とは、_____登録規程第3条に掲げる補償業務の管理をつかさどる専任の者を、また補償業務管理士とは社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し登録をうけている者をいい、いずれも対象となる業務部門の資格を有する者とする。				
注8) <u>県内に主たる営業所がある事業所の配置予定技術者は、原則として入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上県内に居住している者とする。</u>				
第6章 環境調査業務				
6-1 参加要件				
(2) 標準要件 (表6-2)				
注4) <u>県内に主たる営業所がある事業所の配置予定技術者は、原則として入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上県内に居住している者とする。</u>				
別表-3 農業農村整備業務の内容による業務区分表 (業務A、Bの区分は設計金額による)				
工 種	構想及び基本設計		実施設計	
	設 計 内 容	業務区分	設 計 内 容	業務区分
11. ため池改修	普通の技術力を要するもの	業務 A (500万円未満) 又は 業務 B (500万円以上)	普通の技術力を要するもの	業務 A (500万円未満) 又は 業務 B (500万円以上)
	高度な技術力を要するもの <hr/> <hr/> ・設計洪水量 20m ³ /s 以上のもの ・取水塔、取水トンネル形式 ・軟弱地盤 (N 値≦4 程度) 以下のもの	業務 C	高度な技術力を要するもの <hr/> <hr/> ・設計洪水量 20m ³ /s 以上のもの ・取水塔、取水トンネル形式 ・軟弱地盤 (N 値≦4 程度) 以下のもの	業務 C

新					旧
別表-6 漁港漁場整備及び漁港海岸業務の内容による業務区分表（業務A、Bの区分は設計金額による）					(新規)
ランク 分類	業務A(500万円未満) 業務B(500万円以上)	業務C	業務D	備考	
調査（自然調査）	普通 波高・風向・風速等の資料読取り及び集計、気象・海象・地象の既往資料の収集及び集計	高度 流況調査、漂砂調査等 高度な技術を要する調査	高度 流況調査、漂砂調査等 高度な技術を要する調査	業務CとDの区分は、調査難易度による。	
調査（人文調査）		普通 交通量、貨物量、船舶の輻輳状況荷役時間等の調査及び集計、並びに既往資料の収集及び集計	高度 経済調査、貨物の流動調査等高度な技術を要する調査		
計画（計画）		普通 漁港漁場等の計画で比較的容易なもの（主要構造物の比較設計を含む）	高度 漁港漁場等の計画で高度な技術を要するもの（主要構造物の比較設計を含む）		
設計（外郭施設） 防波堤設計	防波堤（A） 傾斜堤（捨石式、捨ブロック式）、直立堤（ブロック式、コンクリート単塊式）、混成堤（ブロック式、コンクリート単塊式）等	防波堤（B） 直立堤（ケーソン式、セルラーブロック式）、混成堤（ケーソン式、セルラーブロック式）等	防波堤（C） 特殊防波堤（鋼管防波堤等）及び左記（A）、（B）で特に地盤改良等の配置を必要とする場合		
設計（外郭施設） 堤防及び護岸設計	堤防及び護岸（A） 傾斜型、直立型、複合型で軽易な構造のもの	堤防及び護岸（B） 傾斜型、直立型、複合型で複雑な構造のもの	堤防及び護岸（C） 条件が悪く設計に何らかの対策を考慮しなければならない場合		
設計（外郭施設） 水門、閘門及び堰の設計		躯体、門扉及び装置（A） 簡易な構造のもの	躯体、門扉及び装置（B） 複雑な構造のもの		

新				旧			
設計（係留施設） 係船岸設計	係船岸（A） 方塊等の簡易な構造のもの	係船岸（B） 重力式、矢板式、セル式等	係船岸（C） 横栈橋、棧橋（浮栈橋を含む）、デタッチドピア、ドルフィン等及び（A）（B）で設計条件が悪くその対策に配慮を必要とする場合				
設計（係留施設） 係船浮標設計		係船浮標設計					
設計（土木施設） ・ 隧道設計 ・ 橋梁設計（上部工及び下部工） ・ ダム設計 ・ 基礎設計 ・ その他の設計（土木施設）	別表－１及び別表－２により適用する。						
実験（模型実験）			水理等の模型実験				
施工管理（現場技術業務を除く）		普通 普通の工事の場合	高度 特に重要又は複雑な構造物で、高度な技術を要する場合				
調査解析業務	軽易 比較的単純な技術判定を要する業務	普通 一般的な技術判定を要する業務	高度 高度の技術判定を要する業務				